

◆他の自治体の計画における基本的な考え方

自治体	高知県	川崎市	多治見市
条例名称	高知県子ども条例	川崎市子どもの権利に関する条例	多治見市子どもの権利に関する条例
条例制定	平成16年7月	平成12年12月	平成15年9月
計画名称	子どもの環境づくり推進計画	子どもの権利に関する行動計画	子どもの権利に関する推進計画
計画期間	平成19年度～平成23年度	平成20年度～平成22年度	平成21年度～平成28年度
理念・目標	高知県の未来を担うすべての子どもが、自ら考え行動し、夢や希望を持ち続け、自然や郷土を愛し、心豊かに健やかに育つ環境づくり 大切にしたいこと:子どもと大人がきちんと向き合おう	(理念) 子どもの権利を尊重するまちづくり (基本目標) ①子どもの自己肯定感の向上 ②子どもの安心の保障 ③子どもとおとなのパートナーシップの推進	(基本理念) 子どもの権利を保障するまちづくり (目標) 子どもの自己肯定感(自分自身を大切に思える気持ち)の向上
計画(施策の方向性)の柱	①体験	①子どもの相談及び救済の充実	①子どもの権利意識の向上と権利感覚の育成
	②居場所	②子どもの意見表明・参加の促進	②子どもの意見表明・参加の促進
	③参加	③子どもの居場所づくりの促進	③子どもの居場所づくりの推進
	④人権救済	④子どもの権利に関する意識の向上	④子どもの相談・救済体制の充実

◆参考

<さっぽろ子ども未来プラン(後期計画)>

- 基本目標1 子どもの最善の利益を実現する社会づくり
- 基本目標2 安心・安全な母子保健医療のしくみづくり
- 基本目標3 働きながら子育てできる社会づくり
- 基本目標4 すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり
- 基本目標5 特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり
- 基本目標6 子どもが豊かに育つ環境づくり
- 基本目標7 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり

(仮称)札幌市子どもの権利に関する推進計画



